

◆◇運営規程◇◆

株式会社 福祉浩志会
「指定認知症対応型共同生活介護事業」
「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業」
グループホーム 太陽
(倉敷市指定 第 3390200636 号)

第1条 (事業の目的)

この運営規程は、株式会社福祉浩志会が設置する「グループホーム太陽」(以下「事業所」とする)が行なう指定認知症対応型共同生活介護事業および指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業(以下「事業」とする)の適切な運営を確保するための人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者、計画作成担当者、介護職員(以下「従業員」とする)が要介護状態(指定介護予防認知症対応型共同生活介護にあつては要支援状態。以下同じ)にある高齢者に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護および指定介護予防認知症対応型共同生活介護(以下「介護サービス」とする)を提供することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

指定認知症対応型共同生活介護の提供にあつては、認知症によって自立した生活が困難になった要介護状態の利用者(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ)に対して家庭的な環境と地域住民との交流の下で心身の特性を踏まえ利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように食事、入浴、排泄等の介護、その他日常生活上のお世話および機能訓練等必要な援助を行う。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供にあつては、認知症によって自立した生活が困難になった要支援状態の利用者に対して、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、心身の特性を踏まえ利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように食事、入浴、排泄等の介護、その他日常生活上の世話および機能訓練等必要な援助を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り利用者の生活機能の維持および向上を目指す。

3 事業の実施にあつては利用者の認知症状の緩和や悪化の防止につとめ、その目標を設定し計画的に行なう。

4 事業の実施にあつては、利用者一人ひとりの人格を尊重し利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることが出来るよう配慮する。

5 事業の実施にあつては、懇切丁寧に行い、利用者または家族に対し介護サービスの提供等について理解しやすいように説明を行なう。

6 事業の実施にあつては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的な介護サービスの提供に努めるものとする。

第3条 (事業所の名称)

事業を行う事業所の名称および所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 グループホーム太陽
- (2) 所在地 岡山県倉敷市茶屋町695番地6

第4条（従業員の職種、員数および職務の内容）

事業所に勤務する従業員の職種、員数および職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者 1名（常勤 兼務）

事業所の管理、業務の実施状況の把握、その他業務の管理を一元的に行う。

(2) 計画作成担当者 1名（非常勤）

認知症対応型共同生活介護計画および介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」とする）の作成を行なう。

(3) 介護職員 8名以上（常勤、非常勤、兼務を含む）

利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行なう。

第5条（利用定員）

事業所の利用定員は9名とする。

第6条（介護サービスの内容）

(1) 日常生活上での指導および助言

(2) 住居および食事の提供

(3) 食事、排泄、入浴に係る準備と介護

(4) 健康管理

(5) 災害時における緊急避難

(6) 急変および事故等による医療機関での緊急診療

第7条（介護計画）

介護サービスの提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境並びに家族等の介護者の状況を十分に把握する。そのうえで従業者と協議のうえ援助目的、当該目標を達成するための具体的な介護サービスの内容等を記載した介護計画を個別に作成する。

2 認知症対応型共同生活介護計画の作成にあたってはその内容について利用者またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。

3 介護計画を作成した際には、当該介護計画を利用者に交付する。

4 利用者に対し、介護計画に基づいて介護サービスを提供するとともに、継続的な介護サービスの管理評価を行う。

5 介護計画の作成後においても常に介護計画の実施状況および利用者の状態の変化等の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行う。

第8条（その他サービスの取扱い方針）

事業者は可能な限り要介護および要支援状態の維持と改善を図り、自立した日常生活を営むことが出来るよう支援を行なうことで利用者の生活機能の維持または向上を目指しともに意欲も向上する支援を行なう。

- 2 介護サービスを提供するにあたり利用者の心身の状況等の把握を行なうとともに介護サービスの内容の確認を行う。
- 3 事業者は自らその提供する介護サービスの質を自己評価と外部評価によって行い介護計画および提供した介護サービスの内容の評価を常に見直すことで改善を図る。

第9条（介護サービスの利用料）

事業所が提供する介護サービスの利用料は介護報酬告示上の額とし法定代理受領サービスであるときは、その介護保険負担割合証に記載された割合を乗じた額の支払を受けるものとする。なお法定代理受領以外の利用料については介護報酬告示上の額とする。

- 2 次に掲げる項目については別に利用料金の支払を受ける。
 - (1) 入居一時金 100,000円
退居時に居室の修繕修復にあて差額は返還する。
 - (2) 食材料費 1,500円/日
月途中における入退居、外出、外泊については日割り計算とする。
 - (3) 家賃 45,000円/月
生活保護受給者の場合、生活保護法による保護基準額の上限額とする。
月途中における入退所については日割り計算とする。
 - (4) 光熱水費 850円/日
 - (5) 寝具費用 80円/日
利用を希望する場合のみとする。
 - (6) 個人専用電気費用 50円/日
テレビ等の電化製品を持ち込まれた場合のみとする。
 - (7) おむつ代
実費負担とする。
 - (8) 娯楽費用
実費負担とする。
 - (9) 理美容代
実費負担とする。
 - (10) 前各号に掲げるものの他、介護サービスにおいて提供される便宜のうち日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用につき実費を徴収する。
- 3 介護サービスの提供開始に際しあらかじめ利用者とその家族に対し、当該介護サービスの内容および費用に関し事前に文書で説明した上で支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。
- 4 介護保険法の改正により毎月の請求費用が増加または減少する場合は、あらかじめ前項と同様に利用者またはその家族に対して事前に文書で説明したうえで支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 5 法定代理受領サービスに該当しない介護サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、

提供した介護サービスの内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

第10条（入居条件）

介護サービス対象者は、要介護状態であって認知症の状態にあるもので少人数による共同生活を営むことに支障がない者とする。ただし、次のいずれかに該当する方は対象から除く。

- (1) 認知症に伴う著しい精神症状を伴う場合
- (2) 認知症に伴う著しい異常行動がある場合
- (3) 自傷他傷の恐れがある場合
- (4) 常時の医療管理および医療機関において治療の必要がある場合
- (5) 身元引受人を立てることが出来ない場合
- (6) 他の利用者に伝染する恐れのある疾患がある場合

- 2 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書により当該入居申込者が認知症の症状にあることの確認を行う。
- 3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対して必要なサービスを提供することが困難であると認められる場合は適切な介護保険施設、医療機関等を紹介し適切な措置を速やかに講じる。

第11条（退居条件）

利用者が次の各項に該当する場合、退居して頂くものとする。

- (1) 要介護認定の更新および変更において自立もしくは要支援1と認定された場合
 - (2) 利用者が死亡もしくは倉敷市の介護保険被保険者資格を喪失した場合
 - (3) 利用者が病気の治療等により1ヶ月以上事業所を離れることが確定した場合
 - (4) 医師の判断により常時医療的管理が必要になると判断され、かつ事業所での医療的管理が困難であると事業所が判断した場合
 - (5) 利用者が他の介護施設等への入居が確定した場合
 - (6) 利用者および代理人が正当な理由なく利用料その他の支払うべき費用を滞納し支払う旨を催告した場合にもかかわらず催告日より10日以内に支払わない場合
 - (7) 伝染性疾患により他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師が判断しかつ本人の退居の必要があるとき
 - (8) 利用者の行動が他の利用者の生活または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、かつ本人に対する通常の介護方法ではこれを防止することが出来ないとき事業所が判断したとき
 - (9) 利用者または代理人等が故意に法令その他の利用契約に違反し改善の見込みが無い場合
- 2 利用者の退居に関しては利用者および利用者の家族の希望を踏まえた上で、退居後の

生活環境や介護の継続性に配慮し必要な援助、指導を行なうとともに居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者等への情報提供および保健医療サービス提供者との密接な連携に努める。

第12条（入居にあたっての留意事項）

喫煙および飲酒については事業所内の特定の場所および時間に限り、それ以外の場所および時間については居室内を含み禁煙および禁酒とする。

- 2 利用者に環境保全のため事業所内および居室内の清掃および整頓、その他環境衛生の保持に協力して頂く
- 3 面会は7：00から20：00までとする。それ以外の時間や事業所内での宿泊については都度、相談に応じる。またインフルエンザ流行時期などは面会時間や方法を制限する場合がある。
- 4 外泊外出については所定の用紙を記入の上、従業員まで届け出るものとする。
- 5 所持品の持ち込みは家具等を含めて居室内に収まる範囲とする。また季節ごとの衣類着替え等は利用者の家族が対応するものとする。なお事業所内での管理保管は行わないものとする。
- 6 食べ物、飲み物の持ち込みに関しては、衛生管理上一度に食べきれぬ量までとする。事業所での保管は行なわないものとする。
- 7 次に掲げる項目については禁止とする。
 - (1) 宗教や信条などの相違で他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと
 - (2) けんか、口論、飲酒などで他の利用者に迷惑を及ぼすこと
 - (3) 事業所の秩序、風紀を乱し安全衛生を害すること
 - (4) 事業所内に火気を用いること
 - (5) 故意に事業所もしくは物品、設備に損害を与えまたはこれを持ち出すこと
 - (6) ペットの持ち込みおよび飼育
 - (7) 居室の模様替えおよび改装
- 8 次の項目に該当する場合は市町村に通知する。
 - (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護および要支援状態を増進させたと認められたとき
 - (2) 偽り、その他不正行為によって保険給付を受けるか、受けようとしたとき

第13条（緊急時における対応方法）

介護サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医や協力医療機関等に連絡するなどの措置を講じる。

- 2 利用者に対する介護サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに記録と再発防止策に努めその対応について協議する

- 3 利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行なうが、事業所および従事者の責でない理由による場合はこの限りではない

第14条（非常災害対策）

天災その他災害が発生した場合、従業者は利用者の避難と適切な措置を講ずる。

- 2 非常災害に備えて、防災および避難に関する計画を作成し防火管理者または火気消防等の責任者を定め、昼間および夜間を想定し定期的に年2回、避難救出等の訓練を行なう。

第15条（衛生管理等）

利用者が使用する施設、食器その他の設備または飲用水については衛生管理に努め必要な措置を講じるとともに医薬品および医療用具の管理を適正に行う。

- 2 事業所において食中毒および感染症の発生、またまん延しない措置を講じ必要に応じて保健所の助言、指導を求め密接な連携を保つものとする。

第16条（苦情処理）

介護サービスの提供に係る利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じる。

- 2 介護サービスの提供に係る利用者またはその家族から苦情を受けた場合には内容等を記録する。
- 3 事業所は苦情が介護サービスの質を向上させる上で重要な情報であるとの認識を持ち、苦情の内容を踏まえて向上に向けた取組みを行う。
- 4 事業所は提供した介護サービスに関し、市町村より質問もしくは照会を求められた場合は調査に協力し、指導または助言を受けた場合は必要な改善を行なう。
- 5 事業所は提供した指定介護サービスに係る苦情に関して国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は当該指導または助言に従って必要な改善を行なう。

第17条（個人情報保護）

事業者および従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を厳守する。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービス提供以外の目的では利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者または代理人の同意を得る。
- 3 事業者は、従業者が退職した後も正当な理由なく業務上知り得た秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じる。

第18条（身体拘束の廃止）

事業者は、介護サービスを提供するにあたり利用者または、他の利用者の生命や身体の

安全確保のため緊急でやむを得ない場合を除き身体拘束は行わない。また、身体拘束を行う場合にはその対応および時間、その際の利用者の心身状況ならび理由を記録する。また管理者、計画作成担当者、介護職員により検討会議を行う。

第19条（虐待防止に関する事項）

事業者は、利用者の権利擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (2) 利用者およびその他家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他、虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者はサービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報するものとする。

第20条（運営推進会議）

事業所が地域に密着し開かれたものにするために運営推進会議を設置する。

- 2 事業者は運営推進会議の設置、運営に関する事項について運営推進会議規則を定める。

第21条（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 2 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 3 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 4 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

第22条（ハラスメント対策の強化に関する事項）

職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

第23条（業務継続計画の策定等）

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護及び第1号通所事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、次に掲げる措置を講じる。

- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

第24条（その他運営に関する留意事項）

事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修を実施する
 - (2) 継続研修を実施する
- 2 事業所は介護サービスに関する記録を整備しその完結の日から5年間保存するものとする。
 - 3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は事業者と管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は平成23年8月1日から施行する。

平成23年10月1日 改定（家賃について）

平成29年7月1日 改定（9条 介護保険負担割合証に記載された割合を乗じた額 を追記）

（9条（3）生活保護受給者の家賃について 追記）

（20条2 介護サービスに関する記録の保存期間を5年に変更）

令和5年9月1日 改定（19条 虐待防止に関する事項 追記）

追記にともない第20条運営推進会議 第21条その他運営に関する留意事項とする

削除（第8条 その他サービスの取扱い方針3の削除）

訂正（第12条3面会は7:00から20:00までとする）

令和6年4月1日 追加 21条 感染症の予防及び蔓延の防止のための措置

22条 ハラスメント対策の強化に関する事項

23条 業務継続計画の策定等

24条 条項変更